

平成28年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成28年3月22日(火) 14時00分～16時20分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席委員の氏名 坂上三徳
岩永里美
塩田絹代
近藤孝信
永田良二

1 欠席委員の氏名

1 委員以外の出席者の氏名

教育次長	渡部博
教育総務課長	山崎康徳
学校教育課長	湯治康信
生涯学習課長	林田充敏
スポーツ振興課長	泉淳一郎
文化財課長	松本慎二
学校教育課学事班長	塩土敬治
教育総務課総務班長	荒木一弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第9号 南島原市立慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校の教育財産の用途廃止について

議案第10号 南島原市文化財の指定について

議案第11号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

議案第12号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第13号 南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第14号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第15号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

議案第16号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第17号 南島原市就学指導委員会規則を廃止する規則について

議案第18号 南島原市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について

議案第19号 南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第20号 南島原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第21号 南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第22号 南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第23号 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第24号 南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第26号 南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第28号 南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第30号 南島原市文化財専門委員会設置規則を廃止する規則について
- 議案第31号 南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の制定について
- 議案第32号 南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 議案第33号 国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定委員会設置要綱を廃止する告示について
- 議案第34号 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について
- 議案第35号 南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第36号 南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 夏季休業中の学校閉庁日の設定について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉 会

日程第1 開 会

坂上委員長 ただ今から平成28年第3回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

坂上委員長 前回会議録の署名ですが、第2回定例会については近藤委員、第1回臨時会については岩永委員を指名しておりましたので、署名をお願いいたします。

（平成28年第2回定例会…近藤委員が署名）

（平成28年第1回臨時会…岩永委員が署名）

坂上委員長 ありがとうございました。

日程第3 会議録署名人の指名

坂上委員長 日程第3会議録署名人の指名ですが、今回は、塩田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 そのとおり決定いたします。

日程第4 教育長報告

坂上委員長 日程第4教育長報告に入らせていただきます。
教育長よろしくをお願いいたします。

永田教育長 （別紙により、2月24日から3月20日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告）

坂上委員長 ありがとうございました。
今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

坂上委員長 特にないようですので、以上で教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

坂上委員長 続きまして、日程第5議案審議に入ります。
議案第9号「南島原市立慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校の教育財産の用途廃止について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第9号をご説明いたします。
平成28年3月31日に廃校となる7校のうち、慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び第二分校の体育館敷地を除く部分につきまして、教育財産としての用途を廃止し、4月1日に普通財産として市長部局へ所管替えを行おうとするものでございます。
1ページから各施設の図面を添付いたしておりますが、赤の斜線部分を用途廃止したいと考えております。

なお、西有家小学校は新設校として設置されます。
また、龍石小学校は新学校給食センター建設用地として考えておりますので、そのまま教育財産として管理する予定であります。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第9号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第10号「南島原市文化財の指定について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

文化財課長 議案第10号をご説明いたします。
今回、31件の文化財指定案件がございます。
現在南島原市には、国の指定5件、県の指定17件、市の指定が6件指定されており、今回さらに31件の追加指定を行うものです。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 かなり、個人所有の案件が多いみたいですね。

文化財課長 おっしゃるとおりです。個人案件につきましては、個々に承諾をいただくことが必要になり、時間を要した部分もあります。

近藤委員 この中で、何か指定について問題があるようなところはないのでしょうか。

文化財課長 今回31件提出しておりますが、31件につきましては、問題はございません。
あと76件あまりの予定案件があり、その中には、まだ、個人の承諾をいただいている案件もあります。

坂上委員長 他に、質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第10号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第11号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第11号をご説明いたします。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条では、教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員のほか、所要の職員を置き、教育委員会が任命すると規定されております。
別紙のとおり、退職者へは平成28年3月31日付けで、それ以外の職員へは、4月1日付けで発令させていただきたいと考えております。
教育委員の皆様へのご提示が前後いたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第11号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第12号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします

学校教育課長 議案第12号をご説明いたします。
毎年学校医につきましては、南高医師会、学校歯科医につきましては、島原南高歯科医師会、学校薬剤師につきましては、島原薬剤師会に調整していただいております。
別紙名簿をご覧ください。
学校医につきましては、深江中学校、有家中学校、南有馬小学校が変更となっております。
西有家小学校については、児童数の増加に伴い医師会より1名追加の要望により1名増となっております。
学校歯科医については、西有家中学校が変更となっております。
学校薬剤師については、西有家小学校、西有家中学校が変更となっております。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第12号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第13号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

文化財課長 議案第13号をご説明いたします。

文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、今回提案をするものでございます。

委員については、引き続き継続でお願いしたいと思います。

この委員につきましては、市の文化財の指定につきましても協議をいただいております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第13号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第14号「南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第14号をご説明いたします。

教育振興班の組織変更等に伴う改正でございます。

第2条第2項については、平成28年度の組織改正により、現在の有家教育振興班と西有家教育振興班を統合し、教育振興班と名称が変更されるため、「町の区域ごとに」を削除するものでございます。

学校教育班の第9号については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行っておりますので、「就学指導」の語句を「教育支援」に改めるものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第14号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第15号「南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第15号をご説明いたします。

平成28年から8月11日を新たに国民の祝日として「山の日」が制定されたことにより、様式第3号の1（別紙）及び様式第3号の2（別紙）中「海の日」の次に「・山の日」を加えるものであります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第15号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第16号「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第16号をご説明いたします。
南島原市立布津小学校第一分校及び南島原市立布津小学校第二分校を平成28年3月31日をもって廃止し、南島原市立布津小学校に併合するとともに、南島原市立西有家小学校、南島原市立龍石小学校、南島原市立慈恩寺小学校、南島原市立見岳小学校及び南島原市立長野小学校の5校を平成28年3月31日をもって廃止し、同5校を統合して南島原市立西有家小学校を設置することに伴い、別紙のとおり通学区域の変更をするものであります。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第16号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第17号「南島原市就学指導委員会規則を廃止する規則について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第17号をご説明いたします。
11月定例教育委員会において、議案第34号「南島原市教育支援委員会条例の制定について」審議、可決をいただき、本委員会の名称が、平成28年4月1日から南島原市教育支援委員会と改正されることに伴い、南島原市就学指導委員会を廃止するものでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第17号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第18号「南島原市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第18号をご説明いたします。
南島原市社会教育指導員に関する規則で規定する「社会教育指導員」については、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づく特別職の職員で非常勤のものではなく、地方公務員法第3条第3項第3号で規定する嘱託職員に該当するため、南島原市嘱託職員の設置に関する規則の別表に「社会教育指導員」を追加したため、当該規則を廃止するものでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第18号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第19号「南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第20号「南島原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第21号「南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第22号「南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第23号「南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第24号「南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「南島原市北有馬ピロティー文化センター日野江条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第26号「南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則について」を、一括して提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号をご説明いたします。
従来は、社会教育施設の使用料の免除の規定に、市内の幼稚園または保育園について規定しておりましたが、未就学児の通う園の経営形態の変化により、市内に認定こども園ができたため、認定子ども園を新たに追加するよう各施設の規則を改正するものでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員 認定子ども園への移行は、市内はどうなっているのでしょうか。

教育次長 市内の私立幼稚園については、すべて認定子ども園へ移行いたしますが、私立保育園については、一部認定子ども園に移行しない所もございません。

なお、市立北有馬保育園及び北有馬幼稚園については、移行いたしません。

坂上委員長 他に何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、この8件については、原案どおり決定したいと思います
が、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号については、原案ど
おり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第27号「南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正
する規則について」、議案第28号「南島原市みそ五郎の森総合公園の管
理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第
29号「南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について」を、一括して提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 議案第27号、議案第28号及び議案第29号をご説明いたします。
同様に、社会体育施設の使用料を免除する規定に、新たに認定子ども園
を追加するものでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、この3件については、原案どおり決定したいと思います
が、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第27号、議案第28号及び議案第29号については、原案どおり
可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第30号「南島原市文化財専門委員会設置規則を廃止する規
則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

文化財課長 議案第30号をご説明いたします。

南島原市文化財専門委員は、文化財保護審議会とは別に、国指定の原城
及び日野江城の調査・研究及び整備につきまして、主に専門の大学の先生
を中心とした委員であります。

今回、審議会等の見直しに係る例規等の整備により、この南島原市文化
財専門委員を南島原市文化財保護審議会規則第5条第2項に規定されてい
る臨時委員として委嘱するため、南島原市文化財専門委員会設置規則が不
要になりますので、当該規則を廃止するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第30号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第31号「南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の制定について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第31号をご説明いたします。
奨学資金の償還金の一部に対して補助金を交付し、若者の市内定住促進を図ることを目的に制定するものでございます。
第1条では、趣旨を規定しております。
第2条第1号では、住民登録があり、現に居住を、第2号では、就労を、第3号及び第4号では、償還金、市税等に滞納がないことを補助金の受給要件として規定しております。
第3条第1項では、償還額の2分の1以内を補助金の額とし、第2項では、償還開始及び終了年度の対象期間が6月となることを、第3項では、繰り上げ償還額は対象としないことを規定しております。
第4条及び第5条では、申請書又は実績書に添付すべき書類及び提出期日を、第6条では、補則を規定しております。
附則では、施行日と適用される奨学生について規定しております。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員 この要綱、補助の内容で問題となるようなことはないのでしょうか。

教育総務課長 現在償還されている市内在住の方が対象とならない点で、問い合わせがある可能性があるかと思えます。

近藤委員 償還を猶予されている方はいるのでしょうか。

教育総務課長 例えば、高校で借り入れ後、大学進学の場合や大学借り入れ後、大学院に進学した場合など、正規の就学期間は、免除できるようになっており、実際に猶予されている方もいらっしゃいます。

坂上委員長 補助金の額は、2分の1以内となっておりますが、2分の1を下回ることもあるのでしょうか。

教育総務課長 原則、2分の1となっておりますが、端数処理でちょうど2分の1の金額にならない場合がございますので、2分の1以内という表現になっております。

坂上委員長 来年度の予算額はどれくらいになるのでしょうか。

教育総務課長 初年度は、償還開始が半年後となることから、50万円程度を計上しております。
次年度以降は、比例的に増えていきますが、市内在住を償還者の50パ

一セントとした場合、最大1千万円程度の予算が必要となってくると見込んでおります。

基金もございますので、この辺も活用できるよう研究をしているところでございます。

坂上委員長 他に質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第31号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第32号「南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。
それでは、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 議案第32号をご説明いたします。

南島原市総合型地域スポーツクラブにつきましては、文部科学省において平成12年にスポーツ振興基本計画を策定し、その中で平成13年から平成22年までのうちに、各市区町村に少なくとも1つは、総合型地域スポーツクラブを育成することが決定されております。

本市におきましては、平成22年から設立を模索してきたわけでありましたが、最終的に平成23年度に設立いたしました。

当初は、財源的に厳しい状況もございまして、南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の中で、5年間支援をすることとして参りましたが、自立したクラブ経営がまだ軌道に乗っていない状況であります。

総合型地域スポーツクラブTEAMひまわりから5年間の支援延長の要望がございましたが、財政課等との協議により、引き続き3年間延長までは認めていただきましたので、補助の期間を5年から8年に改正するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員 総合型地域スポーツクラブの目的は、どのようなものなのでしょうか。

スポーツ振興課長 地域において、スポーツへの興味、関心に応じて、スポーツを楽しんでいただくような生涯スポーツの推進が目的となります。

総合型地域スポーツクラブTEAMひまわりを中心としたスポーツの普及を目指すものでございます。

坂上委員長 他に質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第32号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第33号「国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定委員会設置要綱を廃止する告示について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

文化財課長 議案第33号をご説明いたします。

国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画の策定が終了しておりますので、当該設置要綱を廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第33号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第34号「南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第34号をご説明いたします。

南島原市立小学校の統合により、現在5地区の南島原市学校支援共同実施室を4地区に再編するための改正となっております。

現在、加津佐・口之津地区に、中学校2校、小学校3校あります。

有馬地区に、中学校2校、小学校2校あります。

西有家地区が、現在、中学校1校、小学校5校ありますが、統合により中学校1校、小学校1校となります。

有家地区が、中学校1校、小学校4校あります。

深江・布津地区は、現在、中学校2校、小学校5校、分校4校ありますが、今度の統合により、中学校2校、小学校5校、分校2校となります。

特に、西有家地区が、統合により中学校1校、小学校1校となりますので、有家地区と西有家地区をあわせて1つの地区とし、中学校2校、小学校5校と改正するものであります。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第34号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長 次は、議案第35号「南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第35号をご説明いたします。

南島原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準じた休暇の追加と、嘱託職員の追加を行う改正でございます。

第18条第1項第4号については、災害等により嘱託職員の住居が滅失等した場合に、その復旧のため7日以内の有給休暇が取得できるよう改正を行うものでございます。

同条第2項第3号及び第4号については、「1年度」を「一の年度」に語句を改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

同条第2項第7号については、保健指導等により指導事項を守るため勤務しないことが認められる場合の無給の休暇の追加で、第10号については、骨髄等を提供する場合に認められる無給の休暇の追加でございます。

別表第1については、社会教育委員が地方自治法第203条の2に定める審議会等の委員ではなく、地方公務員法第3条第3項第3号に定める嘱託員に該当するため、本表に追加するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長

特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長

議案第35号については、原案どおり可決いたします。

坂上委員長

次は、議案第36号「南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長

議案第36号をご説明いたします。

2月の定例会でご承認いただきました、「南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴う改正でございます。

第1条については、今回の改正により給与だけの規定になることから、「給与等」を「給与」に語句を改めるものでございます。

第2条については、指導主事に適用される給料表及び級別基準職務表の準用規定を条例に追加しましたので、削除するものでございます。

第3条及び第4条については、それぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

坂上委員長

この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長

特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 議案第36号については、原案どおり可決いたします。

日程第6 その他

坂上委員長 次は、日程第6 その他「(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は、個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 それでは、この案件は非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

坂上委員長 【継続申請分】
小学校 認定225人。
中学校 認定145人。
【新規申請分】
小学校、認定1人。
本件につきましては、そのとおり決定したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

坂上委員長 そのとおり、決定いたします。

坂上委員長 次は、「(2) 夏季休業中の学校閉庁日の設定について」を議題といたします。説明をお願いします。

学校教育課長 (別紙により、夏季休業中の学校閉庁日の設定についてについて説明)

坂上委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員長 事例では、お盆の前後に設定してありますが、この時期に指定されるのでしょうか、それとも学校で自由に設定できるのでしょうか。

学校教育課長 基本は、自由に設定出来るかと思いますが、お盆の時期前後に、県から指定がある可能性があります。
やはり、山の日も祝日となったことから、連続して設定しやすいことを考えるとある程度、この時期になるかと思いますが、近隣他市の状況、また県からの通知を考慮し、今後検討していきたいと考えております。

坂上委員長 次は、「(3) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。
教育次長からお願いします。

教育次長 (4月26日、午後2時からの開催を提案)

坂上委員長 次回の定例会につきましては、4月26日、火曜日、午後2時から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

坂上委員長　最後に「(6) その他」ですが、何かございませんでしょうか。

＜なしの声＞

坂上委員長　特にないようですので、以上をもちまして、本日の第3回定例会を閉会いたします。

閉　　会　　16時20分

会議録署名

教　育　委　員

記　録　職　員